

帯広市強靱化計画（原案）【概要版】

第1章 はじめに

（1）計画策定の趣旨

- 令和3年3月、本市の地域特性を踏まえつつ、人口減少・少子高齢化の急速な進行やインフラ等の老朽化など地域を取り巻く環境の変化に対応しながら、より効果的な防災・減災対策に取り組むことにより、被害を最小限に抑え、速やかに回復できる強靱な地域社会の実現につなげていくために「帯広市強靱化計画」を策定した。
- 令和7年度で計画期間を終えることから、国や北海道の計画と調和を図り、改めて帯広市の災害リスクや地域特性等を踏まえ、必要な見直しを行うことで、甚大な被害を回避する災害に強いまちづくりの実現に向けて策定するもの。

（2）計画の位置付け

- 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）第13条に規定する国土強靱化地域計画として策定する。
- 国の国土強靱化基本計画及び北海道強靱化計画と調和を図りながら、防災・減災に関する分野計画として、帯広市総合計画に即して策定する。

（3）計画の推進期間

- 令和8年度から令和12年度までの5年間とする。
- 計画の期間内においても、社会情勢の大きな変化や考慮すべき自然災害リスクの変化等により、見直しが必要な場合は、適宜見直しを行う。

（4）地域防災計画との関係

- 本計画は、基本法に基づく「国土強靱化地域計画」であり、本市に発生しうる様々な災害のリスクを見据えて、最悪の事態を避けられるように、発災前からの備えを中心に、施策を総合的に取りまとめた計画である。
- 帯広市地域防災計画は、災害対策基本法に基づくものであり、地震や洪水などの災害の種類ごとに、発災前の災害予防や発災後の応急対策、復旧対策を中心とした計画である。

第2章 帯広市強靱化計画の考え方

（1）帯広市強靱化計画の目標

- （1）大規模自然災害から市民の生命・財産と帯広市の社会経済機能を守る
- （2）災害に強い地域社会・地域経済の実現と迅速な復旧・復興体制の確立を図る
- （3）帯広市の地域特性を活かし、国・北海道全体の強靱化につなげる

（2）本計画の対象とするリスク

- 「北海道強靱化計画」が、広域に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなどを踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

＜主な自然災害リスク＞ 大規模地震、豪雨・暴風雨、豪雪・暴風雪、土砂災害

第3章 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム

（1）脆弱性評価

○ 脆弱性評価の考え方

国の基本計画及び北海道強靱化計画を参考として「起きてはならない最悪の事態」（以下「リスクシナリオ」という。）を設定し、リスクシナリオを回避するために、現在取り組んでいる施策で対応が十分かどうかを分析・評価している。

○ リスクシナリオの設定

本市の地域特性を踏まえ、国の基本計画及び北海道強靱化計画との調和を図りながら、「6つのカテゴリー」と「19のリスクシナリオ」を設定している。

（2）施策プログラム

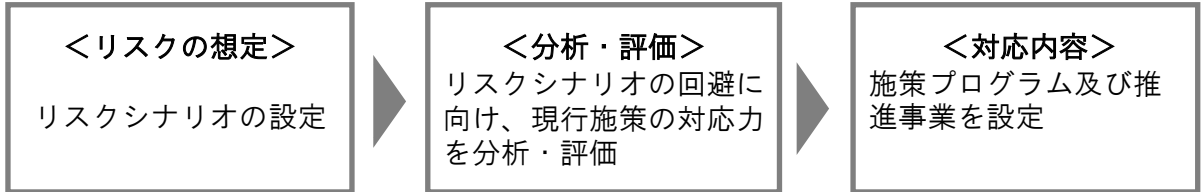
○ 施策プログラムの考え方

脆弱性評価を踏まえ、リスクシナリオを回避するための施策として「帯広市強靱化のための施策プログラム」を、19のリスクシナリオごとに計38のプログラムに整理している。

○ 推進事業の設定

推進事業については、帯広市総合計画に即して整合を図るため、帯広市総合計画の事務事業を設定している。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



※リスクシナリオ及び施策プログラムについては次頁を参照

第4章 計画の推進

- 本計画の推進にあたっては、毎年各施策プログラムの取り組み状況を把握し、防災・減災、強靱化を推進する観点で、本市が実施する各事業の課題や方向性を確認し評価するほか、状況や実績をより定量的に把握するため、帯広市総合計画で指標を設定しているものに限り、本計画においても補足的に指標を設定する。
なお、必要に応じて取り組み内容の改善を図り、施策を推進する。
- 計画期間の最終年度には、外部有識者等からの意見聴取などを通じて、これまでの取り組みを検証し、次の計画策定に向けて施策等を検討する。

5 今後のスケジュール

	令和 7 年		令和 8 年		
	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
作業工程	原案作成	計画案作成			計画作成
有識者懇談会	◎				
総務委員会	● 原案報告		● 計画案報告		
パブリックコメント	↔				

帯広市強靱化のためのリスクシナリオ及び施策プログラム一覧

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態	施策プログラム
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生	1-1-1 住宅、建築物等の耐震化等
			1-1-2 地盤等の情報共有
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生	1-2-1 警戒避難体制の整備等
		1-3 突発的又は広域的な洪水、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	1-3-1 洪水・内水氾濫への対応と河川改修等の治水対策
			1-3-2 地下施設の防災対策
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生	1-4-1 暴風雪時における道路管理体制の強化と除雪体制の確保
			1-4-2 暴風雪時を想定した公園樹木・街路樹の適正管理
2	救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保	2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	2-1-1 合同訓練など関係行政機関の連携体制の整備
			2-1-2 自衛隊体制の維持・拡充
			2-1-3 救急活動に不可欠な情報基盤、資機材の整備
		2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症の同時発生	2-2-1 災害時における福祉的支援
			2-2-2 感染症対策
		2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	2-3-1 支援物資の供給等に係る連携体制の整備
			2-3-2 非常用物資の備蓄の促進
		2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生	2-4-1 厳冬期等を想定した避難所等の対策
			2-4-2 避難場所等の指定・整備・普及啓発及び生活環境の改善、健康への配慮
			2-4-3 災害時の医療体制の強化と災害拠点病院等との連携
		3-1 市内外における行政機能の大幅な低下	3-1-1 災害対策本部機能等の強化
			3-1-2 業務継続体制の整備
			3-1-3 道内外の自治体との応援・受援体制の整備

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態	施策プログラム
4	経済活動の機能維持	4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞	4-1-1 企業立地等の促進及び事業継続体制の強化と金融支援
		4-2 市外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響	4-2-1 空港の機能強化と航空ネットワークの維持・拡充
		4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響	4-3-1 食料生産基盤の整備・バックアップ機能の強化
			4-3-2 地場農畜産物の付加価値向上による供給力の強化
		4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下	4-4-1 森林、農地・農業水利施設等の整備・保管理
5	情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保	5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶	5-1-1 関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化
			5-1-2 住民等への情報伝達体制の強化
			5-1-3 高齢者、障害者、外国人、観光客等の要配慮者対策
			5-1-4 防災教育の推進
		5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止	5-2-1 再生可能エネルギーの導入推進と多様なエネルギー資源の活用
		5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止	5-3-1 上下水道施設等の防災機能の強化
		5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	5-4-1 交通ネットワークの整備と流通機能の確保
			5-4-2 道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策
			5-4-3 災害時における市民等の移動手段の確保
6	迅速な復旧・復興等	6-1 災害廃棄物の処理、仮設住宅等の整備の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	6-1-1 災害廃棄物等の処理
			6-1-2 仮設住宅等の迅速な確保
		6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下	6-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携や担い手の確保
			6-2-2 地域防災活動の推進と消防団の活動体制の強化